

令和 7 監査年度 監査計画

令和 7 年 5 月 2 3 日

奈良県広域水道企業団監査委員決定

第 1 基本方針

奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）は、水需要の減少に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化による更新需要の増加、職員の減少による技術力の低下など水道事業を行う関係団体が直面する課題に対応し、連携して広域で水道の老朽化対策等を通じた基盤強化を図ることにより、住民に対し安全で安心な水道水を将来にわたって持続的に供給することを目的として、令和 6 年 1 1 月 1 日に設立された一部事務組合である。もとより地方公共団体は最小の経費で最大の効果を上げる必要があるが、企業団については、その設立目的を達成し、その効果を持続するために、より一層強く効率的かつ効果的な運営が求められている。

監査委員は、地方自治法により他の機関から独立して設置された執行機関として、住民の付託を受け公正不偏の立場から企業団に対する監査を行い、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な事務の管理及び執行等の確保を図ることを責務としている。

この責務を遂行するために、監査委員は、奈良県広域水道企業団議会における審議の状況に留意しつつ、住民の視点からの公正で効率的な監査を実施することを基本的な目標として、次の基本方針に基づき令和 7 監査年度の監査に取り組むこととする。

※令和 7 監査年度とは、令和 7 年 4 月から同年 1 1 月末までの監査の期間をいう。

1 実効的な監査の推進

監査委員の監査の範囲等は、監査基準（令和 7 年 4 月奈良県広域水道企業団監査委員告示第 2 号）第 2 条に規定する財務監査、行政監査、財政援助団体等監査、決算審査、資金不足比率審査及び法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為であるが、企業団が設立された初年度であることから、令和 7 監査年度については、例外的に、実施する監査の範囲を限定して実施計画を定め、計画的に監査に取り組む。また、監査結果の是正、改善等の状況については、継続的にフォローアップすることにより、企業団の運営への反映を促進する。

（1）正確性及び合规性の観点からの監査の一層の充実

財務に関する数値は正確か、事務事業が法令等に則って適正に行われているかな

ど、正確性及び合規性の観点からの監査を十分行う。

(2) 経済性・効率性・有効性の観点の重視

監査は、正確性及び合規性の観点に加え、事務、事業の遂行及び予算の執行がより少ない経費で実施できないか、同じ費用でより大きな成果が得られないか、事業の遂行等の結果が所期の目的を達成しているかなど、経済性、効率性及び有効性の観点を重視して実施する。

2 専門性の向上と公正な監査の確保

監査委員を補助する事務局職員には社会情勢の変化に対応し、法令等の定めに従った適正な事務執行がされているか、より効率的、効果的な事務の管理及び執行等が行われているかなどの視点で監査を行うための専門的な知識と能力が求められる。

このため、その知識や能力の向上を図るとともに、事務局職員が監査委員を補助して公正不偏な監査を実施するために必要な意識及び態度を身につけるため、職場内研修の充実、講習会・講座等への積極的な参加、公認会計士・弁護士等の知見の活用等の取組について検討を行い、実施する。

3 県民に分かりやすい情報の提供

監査委員が行う監査は住民の付託によるものであることを深く認識し、その監査結果等の情報は、適時に企業団の公報等に公表するなど住民に分かりやすい内容で提供するように努める。

また、監査に関するその他の情報についても、積極的に提供するように努める。

第2 実施計画

1 財務監査

令和7監査年度の財務監査は、随時監査に限り、必要に応じ実施する。

随時監査は、社会的に問題となった事項の検証等のために必要がある場合に、機動的かつ弾力的に実施する。

随時監査は、必要があると認めるときに、別途定める「随時監査実施基準」に基づき実施する。

2 決算審査

令和7年3月31日に解散した奈良水質検査組合及び磯城郡水道企業団の令和6年度決算については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定に

より準用する同法施行令（昭和22年政令第16号）第5条第3項の規定により事業を承継した地方公共団体の監査委員が意見を付し、当該地方公共団体の議会が認定する必要があることから、解散した両団体の事業を承継する企業団監査委員が令和7監査年度の決算審査を実施する。

審査にあたっては、決算の計数が正確か、予算の執行がその目的に従い計画的かつ効果的に行われているか、財務に関する事務が関係法令に基づき適正に処理されているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか、決算報告書及び財務諸表は会計の原則に従って作成されているか、事業の財政状態及び経営成績が適正に表示されているか、事業が経営の基本原則に従い運営されていたかなどに着眼して、例月現金出納検査の結果を踏まえ一体的に審査する。

また、複数による数値等の照合・確認を徹底し、審査の正確性の確保に万全を期すこととする。

決算審査に係る実施日程、事務局職員の予備審査の担当及び提出を求める資料については、別途定める。

3 例月現金出納検査

毎月の現金の出納について、出納の帳簿と現金の残高が一致するかを確認するとともに、収入および支出の実態把握を行い、さらに、現金の運用について、最も確実かつ有利な方法によりされているか確認するなどして検査する。例月現金出納検査は、別記のとおり実施する。

なお、令和7年3月31日に解散した奈良水質検査組合及び磯城郡水道企業団の令和6年度決算審査を企業団監査委員が行うことを踏まえ、両団体の令和7年3月分に係る例月現金出納検査についても、当企業団監査委員が行う。

4 監査結果の報告と公表

財務監査の結果については、企業団議会及び企業長に報告し、企業団公報に掲載して公表するとともに、速やかに報道機関への情報提供を行う。

例月現金出納検査の結果については、企業団議会及び企業長に提出する。

決算審査の結果については、企業長に提出するとともに、企業団ホームページに掲載する。

5 各監査の実施期間及び結果の報告時期又は公表時期

各監査の実施期間及び結果の報告時期又は公表時期は、おおむね次のとおりである。

監査区分	実施期間（原則）	結果の報告時期 又は公表時期
決算審査	7月上旬～9月上旬	9月
例月現金出納検査	毎月25日	毎月

別記

例月現金出納検査について

例月現金出納検査は、次のとおり実施する。

1. 検査の実施方法等

例月現金出納検査は、監査委員全員で、実地検査により行う。

なお、実施日は毎月25日を例とする。

監査委員による実地検査を補助するために、事務局職員は、予備検査として、企業長から提出を受けた検査資料等に基づき、毎月の係数及び保管現金の残高を確認することにより検査する。

2. 検査の対象期間

検査の対象期間は、検査実施日の属する月の前月に係る月間とする。

3. 検査資料等

検査資料（収入及び支出に係る調書、預金残高及び基金残高に係る証明書等をいう。）については、所定の様式により予備検査開始の日までに対象機関から提出を受ける。

検査資料の根拠となる書類として、収入支出証拠書（ただし、収入については事務局本部出納分に限る。）、指定金融機関の月計対照表及び出納機関に備える会計帳簿について、必要に応じて対象機関から提出を受ける。

4. 検査結果の処理

検査の結果は、監査委員の合議により決定し、企業団議会及び企業長に報告する。